

高齢者身体的拘束等の適正化マニュアル

社会福祉法人 優輝福社会

1 身体的拘束等の適正化の意義

厚生労働省から示された「身体拘束ゼロ作戦」の推進については、介護保険施設等において利用者の人権の尊重を重視し、日常生活面においても個人の自由を束縛しないという、積極的な取組みが求められている。

これは日本国憲法第13条に「国民すべて個人として尊重される」と明記されている事からみても、当然のことと認識しなくてはならない。

従来、医療・福祉の現場において認知症高齢者に対する身体的拘束等が行われてきたが、この拘束によって個人の事由が奪われ、苦痛を強いられてきたことは事実である。

こうした現状から、より人間性を尊重した介護方針を大きく軌道修正していくことが、最も重要な課題であり、施設として職員の総意をもって、真剣に身体拘束ゼロ作戦を展開していくこととする。

2 基本的な取組み方針

身体的拘束はやむを得ないとか、廃止は不可能といった固定概念は捨て、どうしたら廃止できるのか正しい方法と努力を傾注していかないと、この問題は解決できない。

確かに認知症による徘徊、転倒、不潔行為、車椅子からの転倒など、目を離せない利用者に対してどのように対応していくべきか、非常に困難な問題や課題は多いが、すでに介護保険施設や病院などで取り組まれたことを学ぶことや、施設内での研修や委員会で検討し、介護計画に反映させていくように取り組むこととする。

3 具体的な取組み

(1)取組にあたっては、全職員が徹底していく事が大切で、特に徘徊、異常行動を行う利用者に対しては、先入観を持たず、一人の人間として温かみのある雰囲気づくり個別性を尊重したサービスの提供を心がけること。

(2)利用者と職員との信頼関係を深めるとともに、些細なことでも利用者や家族との話し合いを持ち、一方的な考え方や安易な方法で対応していかないこと。

(3)身体的拘束を、もし自分が受ける立場になったら、どういう気持ちになるか考えてみること。

(4)業務が忙しいからとか、介護職員が少ないからなどの理由で拘束することは許されず、どのような方法によって実現できるかを研究し、最善の努力を尽くすこと。

4 日常生活における対策

(1)起きる・・・車椅子は体形に合わせ長時間座り易い型を工夫し、両足が床につけるようにし、覚醒刺激を促すようにする。ベッドに固定するようなことは接待にしないこと。

(2)食べる・・・経口摂取により脱水予防、感染予防を行い、時間をかけて食事をしてもらう。時間でせかせることは避ける。異食行為を行う利用者には特に注意する。

(3)排泄・・・なるべくトイレで排泄するよう、頻繁に声かけと誘導を行い、おむつ使用者には特に注意する。

(4)清潔・・・合併症の予防と痒みの軽減を図り、身体面での抑制を解除する。不潔行為のある利用者については頻繁に行動パターンをチェックする。

- (5)問題行動・・・夜間の不眠、大声、徘徊などには、利用者の心理状態を和らげる声掛けを行い、決して放置するようなことはしない。
- (6)連携・・・日勤者と夜勤者との業務引き継ぎにおいて、利用者の精神的な変化があるかを確認し合い、特に中家男要する利用者の状況を十分に把握しておくこと。

5 リハビリテーションによる機能向上

利用者が車椅子で安定を保てない為、安全ベルトなどで締め付けることは、身体の事由を奪われるだけでなく、苦痛を伴うものであると思われる。

身体機能を向上させることによって、このような苦痛から解放させてあげるために、リハビリテーションによる機能訓練を積極的に進めていく事もたいせつであり、訓練メニューを設定して機能向上を目指していく。

6 緊急やむを得ない場合の対応

原則として身体的拘束等は禁止する方針で進めていくこととするが、利用者の急激な身体状況の低下によって、例外的にやむを得ないと判断されるときには、緊急にその対策について検討し、その理由とどのような拘束を、いつの期間までに行うかを明確にし、経過観察を記録しておくこと。また改善された内容も明記しておくこと。なお、利用者とその家族にも十分な理解を事前に得ておくこと。

7 身体的拘束等廃止に関する研修

生活相談員、サービス管理責任者、介護職員、生活支援員および看護職員等は、身体的拘束廃止に関する知識について研修を行い、その研修結果を職員会議などの場で発表し、相互の向上心を高めていくこととする。

8 身体的拘束禁止の対象となる具体的行為（禁止すべき行為）

- (1)徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2)転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3)自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- (4)点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- (5)点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋などをつける。
- (6)車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- (7)立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- (8)脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (9)他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひもなどで縛る。
- (10)行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (11)自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

これらの行動制限は、施設利用契約において明記されているもので、職員全員の倫理意識と管理体制により、徹底していくものである。